

業 務 仕 様 書

- 1 業務名 資生館小ミニ児童会館 パッケージエアコン修繕業務
- 2 履行場所 資生館小ミニ児童会館（札幌市中央区南3条西7丁目）
- 3 履行期間 契約締結の日から令和9年3月30日まで
- 4 業務目的 資生館小ミニ児童会館のエアコン室内機及び室外機を交換する。

5 業務概要

(1) 主な業務内容は以下のとおりとする。

① 既存エアコン室内機及び室外機の撤去

室外機：SPW-CHDYP401T（1台）

室内機：SPW-SXP28X（1台）

SPW-SXP71U（1台）

SPW-SXP90U（1台）

SPW-SXP56U（2台）

※いずれも三洋電機製品

② 新規室内機及び室外機の設置

想定型番等は下記(2)のとおり。

③ 試運転調整

④ その他付随する作業一式

(2) 型番・性能等

	型番・性能等	数量
室外機	既設配管対応マルチ室外機 (CU-P400UXR5、冷房：40.0kW 暖房：45.0kW 3φ x 200V 定格消費電力：冷房時14.2kW 暖房時12.1kW、寸法：高さ1,660mm 幅1,160mm 奥行765mm)、防振架台 (BMRO-660E)、高調波抑制フィルター (CZ-450AF5)	1台
室内機	4方向カセット室内機 (CS-EP28U7U 冷房：2.8kW 暖房：3.2kW 1φ x 200V 定格消費電力：冷房時0.02kW 暖房時0.02kW、寸法：高さ235mm 幅840mm 奥行840mm)、昇降グリル付き天井パネル (CZ-160KSU7C)、ワイヤードリモコン (CZ-10RT5C)	1台
	4方向カセット室内機 (CS-EP71U7U 冷房：7.1kW 暖房：8.0kW 1φ x 200V 定格消費電力：冷房時0.035kW 暖房時0.035kW、寸法：高さ235mm 幅840mm 奥行840mm)、昇降グリル付き天井パネル (CZ-160KSU7C)、ワイヤードリモコン (CZ-10RT5C)	1台
	4方向カセット室内機 (CS-EP90U7U 冷房：9.0kW 暖房：10.0kW 1φ x 200V 定格消費電力：冷房時0.044kW 暖房時0.044kW、寸法：高さ235mm 幅840mm 奥行840mm)、昇降グリル付き天井パネル (CZ-160KSU7C)、ワイヤードリモコン (CZ-10RT5C)	1台
	4方向カセット室内機 (CS-EP56U7U 冷房：5.6kW 暖房：6.3kW 1φ x 200V 定格消費電力：冷房時0.025kW 暖房時0.025kW、寸法：高さ235mm 幅840mm 奥行840mm)、昇降グリル付き天井パネル (CZ-160KSU7C)、ワイヤードリモコン (CZ-10RT5C)	2台
室外シリパラI/Oユニット	ACC-XSP4U1	1台

昇降専用リモコン	CZ-10RWU3G	1 台
----------	------------	-----

※再使用可能な既存冷配管及び通信線は更新せずに再使用することを想定。

※同等品で入札する場合にはカタログ等を持参、メール又は送付により提出することにより、冷房能力、暖房能力、消費電力、機器寸法のすべての条件を満たすことができることを提示し、発注課担当者の確認を得ること。

※性能等について、冷房及び暖房能力は上記表内の数字以上、消費電力及び寸法は上記表内の数字以下とする。

6 修繕等の現場条件

(1) 作業時間

月～土曜日 8時45分から19時まで

作業日及び作業時間は委託者、ミニ児童会館や学校と調整すること。

※末年年始（12/29～翌年1/3）は除く。

※室内作業は来館者の少ない時間帯（概ね午前中）までとする。小学校長期休業中（冬季休業：令和8年12月26日～翌年1月14日、春季休業：令和9年3月26日～4月7日）は、室内作業は避けること。

※室外作業でクレーン等を使用する際は、設置場所や時間帯について、委託者やミニ児童会館、学校との調整をしたうえで決定すること。

7 修繕業務等仕様

作業に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）」、「**建築解体工事共通仕様書**」に適合するよう努めること。

8 特記事項

本業務における特記事項は以下のとおり。

- アスベスト含有建材の有無・・・（不明）

9 一般的事項

業務現場の安全管理

機材の搬出入等、作業の際は必要に応じて養生の安全対策を講じ、周辺物について事故や毀損が生じないように努めること。また、作業終了後は原状復旧させること。万が一、周辺物に破損等が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、修繕を行うこと。なお、受託者自ら瑕疵のある事故等に関しては、一切の責任を負うこと。

労働災害の防止

労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）第30条第2項の規定に基づき、同法第30条第1項する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。

公衆災害の防止及び安全管理

受託者は業務等に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針（国土交通省）」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）」を順守しなければならない。また、有害ガス又は引火性ガスの発生のある場合は安全を確認し作業を行う。

揮発性有機化合物対策

揮発性有機化合物等の少ない材料、又は含有していない材料の使用に努めること。また、使用する材料について揮発性有機化合物13物質（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン・クロルピリホス・フタル酸ジ-n-ブチル・フタル酸ジ-2-エチルキシル・テトラデカン・ダイアジノン・アセトアルデヒド・フェノブカルブ）の含有や使用の有無を製品安全データシート（SDS）等で確認し、受け入れ時に事前に書類で確認したものと現物が同一であることを納品書等で再確認を行い、安全を確認すること。

6物質（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン）の内、**いずれかの1物質でも含まれる材料を使用した場合は(4)に定める室内濃**

度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認する。

また、業務時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物等の発散を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。

揮発性有機化合物の室内濃度測定

受託者は、検査機関（計量法第122条に定める計量士を配置し、計量法第107条に定める計量証明事業登録を行っている機関等）に依頼し、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、測定結果を業務担当職員に提出しなければならない。

・測定物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

・測定方法

- 1 居室の窓及び扉を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行う。連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。
- 2 居室の中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行う。
- 3 採取時間は、吸引方式で30分以上継続して、同時に又は連続して2回以上行う。拡散方式では、8時間以上とする。
- 4 ホルムアルデヒドはDNPH誘導体化固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法によるものとする。
- 5 その他の揮発性有機化合物は、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法又は容器採取法とガスクロマトグラフ／質量分析法の組み合わせによる。

アスベスト対策

本業務を行うにあたり、**アスベストの含有が疑われる建材を新たに発見した場合**、すみやかに業務担当職員に報告し、今後の業務遂行について協議すること。

建設副産物対策

「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」を順守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。

本法律の対象となった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。

グリーン購入

札幌市グリーン購入ガイドラインにより環境負荷低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の促進に努めること。

10 業務完了届の提出

受託者は、業務完了後速やかに以下の書類を委託者に提出すること。

- 完了届（所定様式）・・・1部
- 業務報告書（自由様式）・・・1部

業務報告書は、**作業写真（着手前、作業中、完了の工程が確認できるもの）**や、打合せ記録簿、調査・検討資料、調査報告書など、業務の遂行にあたり必要となった資料、および業務担当職員が特に必要と判断した資料等を指す。やむを得ず同時に提出することができない場合は、業務担当職員と協議を行うこと。

11 負担区分

業務の履行に必要な用具、機材及び資材等は受託者負担とする。

12 その他

- (1) 本業務の内容や施工部分及び業務仕様書等に疑義がある場合、およびこの仕様に定めがない事項がある場合は、事前に業務担当職員と文書による協議を行うこと。協議後は速やかに記録簿を作成し、提出するものとする。
- (2) 業務作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに業務担当職員に連絡をすること。なお、業務担当職員と連絡が取れない場合は、施設管理者に連絡を行うこと。
- (3) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷軽減に努めること。
- (4) 発生材の処理は適法に処理を行うこと。

- (5) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行にあたること。